

(2) 地方公共団体との連携・協力

地方公共団体における犯罪被害者等施策の総合的な推進を図るため、内閣府において、地方公共団体のうち、知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が未整理であるものに対しては、窓口となる部局及び体制を確認すること、また、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間の情報共有等を図ることとされた。

これは、基本法において、地方公共団体がその地域の実情に応じた施策を自ら策定・実施する責務を負うとともに、その基本的な施策として、国と同様、相談及び情報の提供、保健医療・福祉サービスの提供、安全・居住の確保等広範にわたる施策を自ら実施することが求められていることを踏まえたものである。

地方公共団体における窓口・体制については、本年2～3月の地方公共団体職員向けの基本計画説明会や同年3月の平成17年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」（以下「主管課室長会議」という。）において、都道府県・政令指定都市に対し、総合的な対応のできる部局の確定やその体制作りを要請した。これらにより、一部の地方公共団体を除き、都道府県・政令指定都市の知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が確定しつつある（担当窓口は、第2部9.「政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧」を参照）。

また、主管課室長会議では、犯罪被害者等が置かれた現状と支援の必要性について有識者による講演を行うとともに、関係府省庁から国における犯罪被害者等施策の説明を行う等、必要な情報提供を行った。

本年6月からは、関係府省庁と地方公共団体の職員を対象とし、犯罪被害者等施策に係る各種取組等を紹介するための「犯罪被害者等施策メールマガジン」を配信し、情報共有を図っている。

今後も引き続き、地方公共団体において総合的な対応のできる体制作りを要請していくとともに、主管課室長会議やメールマガジンを通じて、必要な情報提供を行っていくこととしている。

(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力、犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずること、内閣府において「犯罪被害者団体等専用ポータルサイト」も活用した犯罪被害者団体等との情報交換を行うこととされた。

また、内閣府において、様々な犯罪被害者団体等から意見を定期的に聴取する機会その他様々な媒体により受け付け、それらを適切に施策に反映させるよう努めることとされた。

こうした様々な関係機関・関係者との連携・協力に関しては、関係府省庁や地方公共団体の職員を交えた犯罪被害者団体等からの意見聴取会の開催や本年度中に構築予定の「犯罪被害者団体等専用ポータルサイト」（詳細は、第4節1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(36)を参照)を活用する等して情報交換等を実施し、適切な連携・協力関係を築いていく。

また、内閣府犯罪被害者等施策ホームページにおいて、随時、犯罪被害者等施策に係る意見を受け付けており、寄せられた意見については、適切に対応していく。

(4) 施策策定過程の透明性の確保

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく情報公開、推進会議の議事録等の施策情報の迅速な公開、内閣府犯罪被害者等施策ホームページの適切な運用により、施策策定過程の透明性を確保することとされた。

情報公開については、これまでも関係府省庁においてその適切な実施に努めているところであり、今後とも引き続き、そのような対応をしていくこととしている。

推進会議の議事内容は、同会議の運営規則により、会議後、遅滞なく議事要旨を公表する等とされており、これまでもその迅速な公開を行っている。

内閣府犯罪被害者等施策ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>) においては、基本法、基本計画、政府における推進体制の紹介ほか、推進会議の下で行われている検討状況を随時公開している。

(5) 施策の実施状況の検証・評価・監視

推進会議において、①施策の有効性についての検証を行い、効果的かつ適切な施策を実施させること、②基本計画の作成・推進による効果についての評価を実施し、その結果を基本計画及び個別施策の改訂・見直し等に反映させること、③施策の検討・決定・施行の状況について、適時適切に監視を行うこととされた。

そのため、本年4月、推進会議の下に、犯罪被害者等のための施策の実施状況の検証・評価・監視を補佐する基本計画推進専門委員等会議を設置したところであり、推進会議及び専門委員等会議において、犯罪被害者等施策の適時適切な監視・検証を行うとともに、それらを基本計画の作成・推進による効果に関する評価につなげ、基本計画の改訂等に反映させることとしている。

(6) フォローアップの実施

内閣府において、定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、推進会議の行う施策の実施状況の監視（前項(5)を参照）と連携し、施策の実施の推進を図ることとされている。また、当該点検結果について、年次報告等を通じて公表することとされた。

今般とりまとめた本年次報告は、これまでの犯罪被害者等施策の進捗状況の点検であり、国会に提出されるとともに、推進会議の行う施策の実施状況の監視にも役立てることにより、施策の実施の推進を図る。また、年次報告等については、内閣府犯罪被害者等施策ホームページにも掲載する。

(7) 基本計画の必要な見直し

推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や犯罪被害者等施策の実施の進捗状況等を踏まえて、必要に応じ、基本法第8条第5項の規定に基づき、基本計画を見直すこととされた。

先述したとおり、現在、推進会議及び専門委員等会議において犯罪被害者等のための施策の検証・評価・監視が行われており、その成果も踏まえ、適切な時期に基本計画の見直しを行うこととしている。

犯罪被害者等基本計画に基づく3つの「検討会」の開催

犯罪被害者等基本計画の「重点課題に係る具体的施策」のうち、経済的支援の拡充等、支援ネットワークの構築等、民間団体に対する援助の拡充等という3つの課題（第1の2「給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）」(3)、第4の1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(3)、第4の3「民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）」(1)）について検討するため、平成18年4月10日、「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」、「民間団体への援助に関する検討会」の開催が、第4回犯罪被害者等施策推進会議により決定された（それぞれの会議等の構成については、前掲1-3-1図を参照）。また、併せて、基本計画に盛り込まれた施策の実施状況、検討状況の総合的な監視とともに、3つの検討会における調査審議を束ねる役割を担う基本計画推進専門委員等会議の開催も決定された。

そして、平成18年4月12日、基本計画推進専門委員等会議（第1回）及び経済的支援に関する検討会・支援のための連携に関する検討会・民間団体への援助に関する検討会（第1回）合同会議が開催され、各検討会における検討が開始された。

〈経済的支援に関する検討会〉

経済的支援に関する検討会においては、基本的検討事項として、

- 1) 社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿（犯罪被害者等に対する経済的支援の理論的根拠と理念及び既存制度との整理、犯罪被害者等に対する新たな経済的支援制度の検討（対象・範囲・支援水準・支援方法）、医療費等（医療費、カウンセリング費用、介護費用）の無料化）
- 2) 犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方
- 3) 犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方
- 4) 財源

が掲げられた。また、

- 1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非
- 2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非
- 3) 児童虐待、配偶者等からの暴力、人身取引以外の犯罪等による被害者等に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設
- 4) 犯罪被害者等の生活の立直しを図るための中期的な居住の確保
- 5) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施策に関する検討
- 6) 公的弁護士制度の導入の是非

が、併せて検討する事項とされた。

第1回の合同会議以降、これまで、7回の検討会が開催されている（平成18年9月末現在）。第2回検討会から第5回検討会までは、我が国の経済的支援、我が国の社会保障・福祉制度、海外の実情について、有識者及び関係省庁からのヒアリング等が行われた。第6回検討会では、ヒアリングを踏まえた論点整理とともに、経済的支援制度のあるべき姿について議論が行われ、第7回検討会（9月26日）でも、引き続き、当該事項について議論が行われた。